

電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）
別表（第二条関係）

第一条から第四条まで（略）
別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一 （現行のとおり）	（現行のとおり）	1 第一種電気工事士 免状 六千円	（現行のとおり）
二 （現行のとおり）	（現行のとおり）	2 第二種電気工事士 免状 五千三百円	（現行のとおり）
三 （現行のとおり）	（現行のとおり）	二千円	（現行のとおり）

事務	名称	額	徴収時期
一 （略）	（略）	1 第一種電気工事士 免状 五千九百円	（略）
二 （略）	（略）	2 第二種電気工事士 免状 五千二百円	（略）
三 （略）	（略）	二千円	（略）